

## 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十五号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第六十六号」を「第六十八号」に改め、同条第二十号中「第六十七号」を「第六十九号」に改め、同条第二十一号中「第六十八号」を「第七十号」に改め、同条第二十二号中「第六十九号」を「第七十一号」に改め、同条第二十三号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同条第二十四号中「第七十一号」を「第七十三号」に改め、同条第二十五号中「第七十二号」を「第七十四号」に改め、同条第二十六号中「第七十五号」を「第七十七号」に改める。

別表都市整備部の項第一号中「第百四号イ及び第百八号イ」を「第百六号イ及び第百十一号イ」に改め、同項第五号中「第九十八号ハ、第百四号ハ及び第百八号ハ」を「第百号ハ、第百六号ハ及び第百十一号ハ」に改め、同項第百十一号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、同号を同項第百十四号とし、同項第百十号中「第百八号金額の欄イ」を「第百十一号金額の欄イ」に、「第百八号金額の欄ロ」を「第百十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百十三号とし、同項第百九号中「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「第八条第二号イ」を「第十条第二号イ」に、「第八条第一号イ(1)」を「第十条第一号イ(1)」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同号を同項第百十二号とし、同項第百八号を同項第百十一号とし、同項第百七号中「(平成二十七年法律第五十三号)」を削り、「書類」の下に「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)第八条第二号イ」を「第十条第二号イ」に、「第八条第一号イ(1)」を「第十条第一号イ(1)」に、「第八条第一号イ(2)」を「第十条第一号イ(2)」に改め、同号を同項第百十号とし、同項第百六号中「第百四号金額の欄イ」を「第百六号金額の欄イ」に、「第百四号金額の欄ロ」を「第百六号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第二項若しくは第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第百十五号において同じ。）が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四十三万二千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六十一万六千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七十五万九千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万八千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二十四千円

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル

---

---

未満のもの 十万二千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十三万三千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十一万六千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万八千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十七万九千五百円

---

- (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
四十四万九千円
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
五十一万二千円
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
五万千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
八万五千五百円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
十三万八千五百円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
十八万千円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
二十一万七千五百円
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
二十五万五千円

別表都市整備部の項第百五号中「書類」の下に「又はこれに類する書類」として知事が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄ロ中「非住宅建築物」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同欄ロに次のように加え、同号を同項第百七号とする。

- (5) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（知事が別に定める場合に限る。）  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- 
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 四万五千五百円
  - (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 七万九千円
  - (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 十二万九千五百円
  - (四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十七万五千五百円
  - (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 二十万七千円
  - (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの 二十四万三千円
- 

別表都市整備部の項第四百号を同項第百六号とし、同項第百三号中「(住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項の登録建築物調査機関が作成したものに限る。第百五号イにおいて同じ。)」を「又はこれに類する書類として知事が別に定めるもの」に、「及び第百五号」を「及び第百七号」に改め、同号金額の欄口中「非住宅建築物」の下に「(5)に掲げる場合を除く。」を加え、同欄口に次のように加え、同号を同項第百五号とする。

- (5) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(知事が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (一) 床面積の合計が三百平方メートル以内のもの 九万千円
    - (二) 床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 十五万八千円
    - (三) 床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 二十五万九千円
    - (四) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 三十四万三千円
    - (五) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの 四十一万四千円
    - (六) 床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
-

別表都市整備部の項中第百二号を第百四号とし、第百一号を第百三号とし、同項第百号中「第九十八号金額の欄イ」を「第百号金額の欄イ」に、「第九十八号金額の欄ロ」を「第百号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百二号とし、同項中第九十九号を第百一号とし、第九十八号を第百号とし、同項第九十七号金額の欄イ中「第九十九号」を「第百一号」に、「第百号」を「第百二号」に改め、同欄ロ中「第九十九号」を「第百一号」に改め、同号を同項第九十九号とし、同項中第九十六号を第九十八号とし、第三十五号から第九十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の二号を加える。

<p>百十五 建築物の</p>	<p>三十五 建築基準 法第六十条の三 第一項第三号の 規定に基づく建 築物の容積率又 は建築面積の最 低限度の特例の 許可の申請に対 する審査</p>	<p>特定用途 誘導地区 内におけ る建築物 の容積率 又は建築 面積の最 低限度の 特例許可 申請手数 料</p>	<p>十六万円</p>
<p>建築物エ</p>	<p>三十六 建築基準 法第六十条の三 第二項ただし書 の規定に基づく 建築物の高さの 最高限度の特例 の許可の申請に 対する審査</p>	<p>特定用途 誘導地区 内におけ る建築物 の高さの 最高限度 の特例許 可申請手 数料</p>	<p>十六万円</p>
<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定</p>	<p>別表都市整備部の項に次の一号を加える。</p>		

エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

エネルギー消費性能確保計画  
軽微変更  
該当証明  
書交付申  
請手数料

める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
十三万三千五百円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
二十一万六千円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
三十万八千円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
三十七万九千五百円

(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
四十四万九千円

(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
五十一万二千円

ロ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
五万千円

(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
八万五千五百円

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
十三万八千五百円

(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

		<p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの      二十一万七千五百円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの      二十五万五千円</p>

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百八十一号を第三百八十五号とし、第三百六十四号から第三百八十号までを四号ずつ繰り下げ、第三百六十三号を第三百六十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十七 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百六十二号を第三百六十五号とし、第三百五十九号から第三百六十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三百五十八号を第三百六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十一 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百五十七号を第三百五十九号とし、第二百九十四号から第三百五十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二百九十三号の次に次の二号を加える。

二百九十四 特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積の最低限度の特例許可申請手数料

二百九十五 特定用途誘導地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。